

鳥取市殿ダム周辺広場
指 定 管 理 業 務 仕 様 書

鳥 取 市

目 次

1. 趣旨	2
2. 殿ダム周辺広場の管理運営に関する基本的な考え方	2
3. 公募する施設の概要	3
4. 休場日及び利用時間	4
5. 指定期間	4
6. 管理運営に関する事項	4
7. 管理運営業務に関する基本方針	6
8. 管理運営業務	7
9. 利用に係る管理運営業務	9
10. その他留意事項	10
11. 利用促進及び地域活性化業務等について	11
12. 事業継続が困難となった場合の措置等	12
13. 指定期間満了に伴う事務引継ぎについて	12
14. 原状回復	13
15. その他	13
別紙1 リスク分担表	14
別添 殿ダム周辺広場管理区域図	

鳥取市殿ダム周辺広場指定管理業務仕様書

第1 趣旨

鳥取市殿ダム周辺広場（以下「殿ダム周辺広場」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書に定めるものとする。

第2 殿ダム周辺広場の管理運営に関する基本的な考え方

殿ダム周辺広場の設置目的を念頭に、効率的で効果的な管理運営に努める。

（1）基本的指針

- ア 条例等を遵守し、施設の設置目的を達成すること。
- イ 特定の個人又は団体に対して、有利又は不利になるような取扱いをしないこと。
- ウ 効率的かつ効果的な管理を行い、経費の節減に努めること。
- エ 利用者の意見、要望を管理の遂行に反映し、サービスの向上を図ること。
- オ 個人情報の保護を徹底すること。

（2）関係法令等の遵守

業務の遂行に当たっては、次の関係法令等を遵守すること。

また、指定期間中に法令等に改正があった場合には、改正された内容に基づくものとする。

- ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- イ 鳥取市殿ダム周辺広場の設置及び管理に関する条例（平成25年鳥取市条例第41号）
- ウ 鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年鳥取市条例第18号）
- エ 河川法（昭和39年法律第167号）
- オ 消防法（昭和23年法律第186号）
- カ 浄化槽法（昭和58年法律第43号）
- キ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び鳥取市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年鳥取市条例第36号）
- ク 鳥取市情報公開条例（平成11年鳥取市条例第1号）
- ケ 鳥取市会計規則（昭和39年鳥取市規則第5号）
- コ 鳥取市財産規則（昭和39年鳥取市規則第6号）
- サ 労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- シ その他管理運営に適用される法令等

（3）適正な人員配置と労働・雇用条件の確保

業務遂行に当たっては、サービス低下にならないよう適正な人員配置を行い、また指定管理者の下で働く職員の労働条件等についても、労働基準法やその他の労働関係法令等を遵守し、適正な取扱いを行うこと。

(4) その他

市民の多様なニーズに応えるため、常に施設利用者の声を聴取し、反映できるものは取り入れること。

第3 公募する施設の概要

管理運營業務の対象となる区域は、別紙「殿ダム周辺広場管理区域図」のとおりとする。
対象となる施設の概要は、次のとおりとする。

《殿ダム記念広場》

(1) 所在地 : 鳥取市国府町殿

(2) 施設概要: 管理面積 $A = 4.9 \text{ ha}$

ア 交流拠点広場、多目的広場、憩の広場、桜広場

イ 公衆便所: 壁式RC-1 延床面積 64.76 m^2

ウ 殿ダム交流館: 木造平屋建て 延床面積 331.21 m^2

エ 合併処理浄化槽設備1式(235人槽)

オ 受水槽庫: 補強コンクリートブロック造平屋建 延床面積 15.48 m^2

カ 貯水槽2基、芝生散水施設一式、東屋1棟、大型遊具等一式、親水階段1箇所、樹木一式ほか

キ 駐車場 普通車89区画、大型車12区画

《殿ダム中央広場》

(1) 所在地 : 鳥取市国府町殿

(2) 施設概要: 管理面積 $A = 5.6 \text{ ha}$

ア 自然観察広場、野鳥観察広場

イ ウォーキング施設一式、東屋1棟、階段1箇所、ヘリポート1箇所、仮設トイレ一式、樹木一式ほか

ウ 駐車場 普通車54区画、大型車6区画

(3) 仮設便所の設置

殿ダム中央広場は、仮設便所を設置する。仮設便所は、ポンプ式簡易水洗方式(大2、小1、身障者1、手洗い1)又は同等品以上を4月から11月までリース対応とする。

《殿ダム親水広場》

(1) 所在地 : 鳥取市国府町楠城

(2) 施設概要: 管理面積 $A = 1.4 \text{ ha}$

ア イベント広場

イ 親水プール1箇所、駐車場(147台区画なし/落石により一部閉鎖中)ほか

《殿ダム古神護広場》

(1) 所在地 : 鳥取市国府町神護

(2) 施設概要: 管理面積 $A = 10.3 \text{ ha}$

ア 憩の森広場

イ 樹木一式ほか

第4 休場日及び利用時間

殿ダム周辺広場施設の休場日及び利用時間は、原則として、下記とおりとする。

施設の名称	休場日	利用時間
殿ダム記念広場 殿ダム交流館	(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日である場合は、その翌日） (2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）	午前 8 時 30 分から 午後 5 時まで
殿ダム中央広場		
殿ダム親水広場		
殿ダム古神護広場		

第5 指定期間

- (1) 令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 年間）とする。ただし、殿ダム周辺広場の管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、指定期間の中途においても指定を取り消すことがある。
- (2) 指定期間中に施設の大規模改修等が必要となった結果、施設の利用ができなくなり、管理運営が不要となった場合には、鳥取市（以下「本市」という。）の指示により管理運営を中断することがある。この期間の指定管理料については、別途協議により定めることとする。

第6 管理運営に関する事項

(1) 職員の配置

管理運営に係る業務の適切な遂行並びに調整を行うため、公募時において提案した実施体制表を遵守し、職員配置の明確な役割分担を定め実施するものとする。

職員は、その業務内容に応じた必要な知識及び技術を有する者とする。なお、業務の実施にあたり、法令等により資格を必要とする場合は、有資格者を選任しなければならない。

(2) 職員の研修等

全ての職員に対して公益使命を自覚させ、職員の資質の向上を図るため、研修を実施し、施設の管理運営に必要な知識と技術を習得するとともに、名札の着用、利用者に満足を与える接遇（服装、身だしなみ、言葉づかい等）を徹底すること。なお、AED（自動体外式除細動器）研修は必ず実施すること。

(3) 防火管理者の配置について

防火管理者については、選任届出を本市に提出することとは別に、消防計画、防火管理者選任届出を消防署へ提出しなければならない。なお、防火管理者が行う業務の内容は次のとおりとする。

ア 消防計画の作成

イ 消火、通報及び避難の訓練の実施

ウ 消防用設備等の点検及び整備

- エ 火気の使用又は取扱いに関する監督
- オ 避難又は防火上必要な構造及び整備の維持管理
- カ 収容人員の管理

(4) 個人情報の取り扱い

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、鳥取市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年鳥取市条例第 36 号）その他関係法令等を遵守し、殿ダム周辺広場の管理運営業務において取り扱う個人情報について、適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(5) 守秘義務

指定管理者は、指定管理業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用することはできない。指定期間が終了した後（指定期間中で指定管理者が雇用していた者が本業務に従事しなくなった場合も含む。）も同様とする。

(6) 情報公開

指定管理者は、「鳥取市情報公開条例」第 3 1 条の 2 の規定を遵守し、殿ダム周辺広場の管理運営に関して保有する情報の積極的な公開に努めること。

(7) 環境保全に配慮した施設運営について

本市では、地球の環境改善に配慮した取り組みを進めている。指定管理施設においても同様に取り組むよう指定管理者には、ごみの減量化、リサイクルの徹底、エネルギーの節減等、地球環境に負荷を与えないシステムづくりを求めることとする。

(8) 業務の再委託

指定管理者は、業務の全部又は事業の運営を第三者に委託し又は請け負わせることはできない。ただし、施設の維持補修、清掃、あるいは施設に付随する機器類の点検等の業務について、あらかじめ市長の承認を受けた上で個々に委託することができる。なお、業務の一部を委託する場合、事前に本市へ申請し、書面による承諾を得ること。

(9) 利便施設設置に係る行政財産の目的外使用について

施設利用者の便益を図るための売店、自動販売機等の設置については、指定管理者が直接設置するか、第三者に委託して設置するか等を本市と協議した上で、鳥取市財産規則（昭和 3 9 年鳥取市規則第 6 号）に規定する申請書を提出すること。

(10) 緊急時の対応について

- ア 事故等が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ緊急時における対応マニュアルを作成し、本市に提出しなければならない。
- イ 事故や急病等が発生した場合には、被害者の救済、保護などの応急措置を講じるほか、関係機関に迅速かつ的確な対応を行い、情報を伝達すること。
- ウ 地震、火災など災害が発生した場合には、迅速かつ的確に情報を利用者に伝達するとともに避難誘導體制を確立し、安全確保に取り組むこと。
- エ 事故等については、直ちに書面にて本市に報告し、その指示に従うこと。
- オ 災害発生時等、市が施設を直接管理する必要が生じた場合は、本市が施設の管理権限を持つものとする。なお、殿ダム中央広場は「指定緊急避難場所」に指定されており、臨時的に避難所とされる場合があり、その際には、避難所の運営を本市で行い、通常時

と同様の施設管理は指定管理者が行う。(避難所開設期間中の光熱水費、電話、時間外労働等の経費については、協議の上、原則として、本市が負担することとする)

カ 台風、豪雨等が予想される場合は、事前に施設や備品等の固定・収納を行うこと。

また、必要に応じて殿ダム周辺広場の利用を制限するとともに、出入口に看板等による告知を行うこと。

(11) 指定管理者は次に掲げる報告書等の作成、提出を行うこと。

ア 業務日報を作成し、本市から要求のあった場合は速やかに提出すること。

イ 月ごとの施設利用、管理状況報告書を作成し、毎月終了後 10 日以内に提出すること。

ウ 会計年度終了後、30 日以内に事業報告書（修繕報告含む）を本市に提出すること。

エ 保守点検（法定点検）の点検結果、利用者満足度調査アンケート結果は実施日から 30 日以内に提出すること。

オ 日常点検記録表を作成し、市から要求があった場合は速やかに提出すること。

カ その他、本市が必要とし指示した資料等を作成すること。

(12) 施設の管理運営及び現状に関する調査の指示等が市からあった場合には、迅速かつ誠実な対応を行うこと。また、必要に応じて施設、物品、各種帳簿等の現地検査を行うこととする。

(13) 自主事業について

ア 『自主事業』とは、管理運営業務の範囲外で、指定管理者の責任と費用により実施する事業など、指定管理者の提案により実施する事業をいう。(例：イベント、物品販売等)

イ 応募申請時には、サービス向上及び利用促進に効果的と認められる事業を、自由な発想で提案できるが、応募申請時の事業計画書に記載された自主事業のうち、施設利用に不適当な事業は実施を許可しない場合がある。

ウ 自主事業の実施の可否等については、選定後、改めて協議することとする。また、指定管理開始後の新たな提案事業についても、あらかじめ本市と協議を行うこと。

エ 自主事業を行う場合には、あらかじめ自主事業実施計画書を提出しなければならない。

オ 自主事業の実施にあたっては、行政財産使用料を納付させる場合がある。

カ 従前の指定管理者が実施していた自主事業（地域特産品等の物品販売）について、継続的实施に向けて検討すること。

キ 自動販売機設置手数料及び自主事業による収入を指定管理者の収入として収受することができる。

第7 管理運営業務に関する基本方針

殿ダム周辺広場の管理運営業務は、広場が持つ様々な機能を十分に発揮させ、市民が利用しやすいようサービス水準を向上させるとともに、施設に対し、機能低下を防ぎ、また業務の円滑な遂行、安全性と快適性の確保を目的として管理運営を行うものとする。

(1) 安全面、衛生面、機能面の確保がなされるよう適切な管理運営を行うこと。

(2) 日常及び定期的な施設の点検と補修・清掃などの保守管理を行う。

(3) 施設の管理運営業務は、円滑な利用ができるよう配慮すること。

- (4) 管理運營業務の窓口として常時連絡可能な体制をとること。

第8 管理運營業務

(1) 広場施設の巡視・巡回及び点検業務

利用者の利用環境や職員の執務環境の安全及び施設内における防犯を確保するために、管理区域の施設及び敷地内の警備を行い、利用者が安心して利用できる環境確保に努めること。施設の施錠、開錠等の点検を行い、緊急時には警察等への通報も行うこと。広場施設の巡視・巡回及び点検業務について、維持管理基本水準書に基づき実施すること。

(2) 清掃管理業務

利用者が安心して快適に利用できる施設となるよう、拾い清掃、掃き清掃を適宜組み合わせ、常に広場内の衛生環境を良好に保つとともに、美観に努める。維持管理基本水準書に基づき実施し、作業中は、作業中であるわかりやすい表示をすること。

ア ゴミ、落葉、空き缶、吸殻等の収集漏れのないよう集め、ごみ処理等について適正に処理を行うこと。

イ 側溝、排水桝、集水桝等の排水設備の性能を維持するため、適宜点検を行うとともに、溜まった土砂等を除去し、適正に処理する。

ウ 施設、便所等の清掃は、常に清潔な状態を保つよう留意し、次のとおり実施すること。

① 施設及び設備等(遊具施設含む)は、布ふきを適宜行い常に清潔な状態を保つこと。

② 公衆便所の便器、手洗器の清掃、床を水洗いし、壁、棚、ドア等の布ふきを適宜行うとともに消耗品等は常に補充された状態にすること。また仮設便所については、給水、薬剤散布、給水タンク洗浄、消毒等を行うこと。

エ 殿ダム交流館は、常に快適に利用できる施設として、清掃・管理等を行うこと。

オ 清掃等で発生した一般廃棄物(ごみ)は、分別を行ったうえ施設内に集積した後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)など関係諸規定に準じて適切に処理すること。

カ 指定管理者は、良好な衛生環境又は美観の維持ができないおそれがある場合は、この仕様書の記載の有無にかかわらず、必要な措置を講じ、利用者に清潔感を与えるよう施設管理をしなければならない。

(3) 除草管理業務

広場及び法面、連絡通路の除草(草刈り)について、最も効果的な時期を選定し、利用者の苦情がでないよう計画を立てて実施すること。

除草は、常設の肩掛式草刈機、乗用芝刈機、自動芝刈機により、刈りむら、刈残しがないように均一に刈込み、集積・運搬・処理を行う。また、作業中は、作業中であることがわかりやすい表示をするとともに利用者がいる場合には、近くで作業を行わないこと。

(4) 植栽管理業務

植栽樹種の特性にあった年間作業計画を作成し、常に良好な状態を維持すること。剪定・刈込、除草、施肥、薬剤散布など樹木等の育成管理業務を行う。冬季間の積雪から樹木の枝折れや枝の変形を防ぐため必要に応じて雪囲い等を行う。また、作業中は、作業中であることがわかりやすい表示をするとともに利用者がいる場合には、近くで作業を行わ

ないこと。なお、指定管理者は、良好な衛生環境又は美観の維持ができないおそれがある場合は、この仕様書の記載の有無にかかわらず、必要な措置を講じなければならない。

(5) 芝生管理業務

芝生管理は、芝生の生命を若返らせ、美観を維持するために適切な管理を行うものとし、光線や通気を良くし、芝生の分岐を増すよう実施するものとする。

また、作業は、事前に施設の予約状況等を把握し、利用に支障のない時期に行うこと。

(6) 除雪業務

積雪時の除雪については、原則として殿ダム記念広場以外の広場は除雪を行わない。

ただし、市が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

作業は、常設の除雪機により、2人体制で安全に配慮して行うこと。また、作業中は、作業中であることがわかりやすい表示をするとともに利用者がいる場合には、近くで作業を行わないこと。

(7) 保守点検業務

各施設の機能を十分に活用・発揮させ利用者が安全かつ快適に利用できるよう常に巡視・点検を行うとともに、施設・設備及び機械等の専門的な保守点検・定期点検を実施すること。業務実施に当たっては、安全性、確実性及び経済性に配慮すること。

また、指定管理者は、安全の確保及び適切な管理運営ができないおそれがある場合は、この仕様書の記載の有無にかかわらず、必要な措置を講じなければならない。

なお、保守点検等に要した費用はすべて指定管理者が負担しなければならない。

保守点検業務について利用者の安全を確保するため次のとおり実施すること。

ア 施設点検マニュアルを作成し、これに沿った管理運営を行うこと。

イ 施設点検記録表を作成し、適切に保管すること。

ウ 芝生広場等について、危険物やくぼみ等がないか目視点検を行うこと。

エ 建物等について、施設の破損や危険物がないか点検を行うこと。

オ 施設・設備・機械等について、日常点検を常に実施するとともに、電気施設、機械施設については、法律の定めによる保守点検を随時行うこと。

カ 遊具施設について、破損等による危険個所がないか目視点検を行い、必要に応じ触診を行うとともに、安全管理・衛生管理について特に留意すること。専門業者による遊具の点検は、「一般社団法人日本公園施設業協会」が認定する公園施設製品整備技士及び公園施設製品安全管理士を有する業者が行うこと。

キ 故障及び異常を発見した場合は、速やかに市に報告するとともに、必要がある場合は、その波及被害を防止するため適切な措置を行うこと。

ク 指定管理者は、安全の確保及び適切な管理運営ができないおそれがある場合は、この仕様書の記載の有無にかかわらず、必要な措置を講じなければならない。

(8) 警備業務

警備業務実施については、次の事項に留意すること。

ア 管理区域内を適宜巡回し、不審者・不審車両の発見及び進入防止、各室の異常の有無の確認及び各所の火災予防点検を実施すること。

イ 不審者・不審物を発見した場合は、不法占拠の有無等状況を確認し、異常があった場

合は、適切な対応を行うとともに、市へ報告すること。

ウ 夜間、休場日においては、機械警備を基準として、必要に応じ巡回警備を行うこと。

エ 異常の発生に際しては、速やかに対応できるよう体制を整えること。

オ 豪雨時等必要に応じて管理区域内を巡視・巡回し、異常の有無の点検確認を行うこと。

カ イベント等の終了後は、直ちに当該催物が行われた施設内外を巡視し、異常の有無を点検し確認すること。

キ 広場内で禁止されている行為及び他の利用者に迷惑となるような行為を発見した場合は、直ちに注意または指導を行い必要な対策を講じること。

ク 原則として第4に掲げる休場日と利用時間以外は車止めによる施錠を行うこと。

(9) 修繕業務

軽微な修繕の実施のほか施設・設備等の破損・損壊等により生じた場合の修繕方法の検討並びに修繕については、「別紙1 リスク分担表」(以下別紙1という。)のとおりとし、次のことに留意すること。

ア 修繕を実施する場合は、事前に市に報告を行うこと。

イ 施設・設備等が、破損、損壊又は短期間のうちに破損、損壊すると見込まれ、安全の確保及び適切な管理運営が行われない場合は、迅速に調査・診断を行い、至急安全対策等を講ずること。

ウ 修繕台帳を作成し記帳するとともに、事業報告書の提出と併せて市に提出すること。

(10) 備品管理業務

施設の管理運営業務に用いる備品のうち、市が所有するものについては、備品管理契約書を締結し、適切に維持管理すること。

(11) その他の管理運営業務

管理運営業務を遂行するために必要な業務並びに市が業務に必要と判断した業務

第9 利用に係る管理運営業務

(1) 利用者対応業務

利用者のサービスの提供にあたり次のとおり実施すること。

ア 山陰海岸ジオパークエリアとして、施設の概要等の基本情報を収集し、観光や地域の情報発信の場としての役割を果たし、利用者に満足してもらえるサービスの提供を行うこと。

イ 県内観光情報、交通状況等を把握し、利用者の窓口案内又は電話等の問い合わせに適切な対応を行うこと。また、苦情・要望等については、誠意を持って適切かつ迅速に対応し記録すること。

ウ 施設パンフレットを用意し、在庫状況を確認のうえ、補充を行うこと。

エ 利用者数を記録し、報告すること。

オ その他市が必要とする業務

(2) 利用者指導業務

ア 施設等の利用方法(ルール・マナー等を含む)について、十分な指導、説明を行うこと。※管理区域内は原則禁煙とする。

- イ ゴミ箱は原則として設けないこと。利用者に持ち帰るよう指導すること。
- ウ 犬の散歩による放し飼いはさせないこと。また、糞は必ず持ち帰るよう指導すること。
- エ ゴルフの練習は芝生を傷めるとともに、事故を誘発するので厳しく取り締まること。
- オ 広場利用の遵守事項等の看板は、必要に応じて指定管理者が設置すること。

(3) 利用許可・不許可に関する業務

- ア 一般の利用者に対しては、利用許可及び利用料は要しない。
- イ 施設の利用申込みに対する受付をし、利用申込み内容を審査したうえで許可又は不許可を行うこと。許可する場合において管理上必要な条件を付けることが必要と認められるときは、許可条件を付すること。ただし、指定管理者が行う利用許可は、指定管理者として指定された期間内にその使用が行われるものに限る。
- ウ 指定管理者は、許可・不許可においては、「鳥取市殿ダム周辺広場の設置及び管理に関する条例」及び同施行規則に基づき適切に行うこと。

(4) 利用料金徴収業務

- ア 指定管理者は、施設等の利用に係る利用料金を徴収すること。
- イ 指定管理者は、利用料金の徴収方法等について、あらかじめ市と協議のうえで定めること。
- ウ 利用料金を減額し、又は免除しようとする場合は、あらかじめ市と協議のうえで減免の基準や手続きを定め、利用料金を減額し、又は免除すること。減免に当たっては、指定管理者は不当な差別的取扱いをしてはならない。

第10 その他留意事項

(1) 事業評価（モニタリング）について

定期的に指定管理者及び市による施設管理運営状況等に関する事業評価を行い、その結果を公表する。事業評価の結果、指定管理者の管理水準が、市の要求する管理水準を満たしていないと判断した場合、是正指示を行う。それでも管理水準の改善が見られない場合、指定を取り消すことがある。

(2) 修繕費の取り扱いについて

修繕は、基準修繕費（388,000円／年）が指定管理料に含まれるので、基準修繕費を超えるまで指定管理者が修繕を実施すること。修繕する際は、事前に本市の承認を得ること。修繕実績が基準修繕費を上回った場合は、協議の上、原則として本市が負担する。当該修繕費に剰余が生じた場合は、剰余金を精算（返還）の対象とする。ただし、当該剰余金の額が1万円に満たない場合は、精算の対象としないこととする。

(3) 賠償責任保険について

利用者、財物に対する賠償責任保険については本市で市民総合賠償保険（施設内）に加入しているので（お見舞いとしての補償保険は未加入）、施設の瑕疵による本市に対する損害賠償責任に対して保険が適用される。指定管理者が管理業務上負う損害賠償責任についても保険が適用されるが、必要に応じて損害賠償保険に加入すること。

なお、次の場合は保険適用の対象外となる。

- ① 施設内で指定管理者が独自の事業を運営する場合において、その運営上もたらされる損害賠償責任
- ② 個人情報流出によるもの
- ③ 福祉施設、保養施設及び一時保育・学童保育以外で生産、販売、提供された飲食物及びその他の製品

現在市が加入している損害賠償保険金限度額（変更になる場合がある。）

身体賠償 1名につき1億5千万円（1事故につき15億円）

財物賠償 1事故につき2,000万円

- （4）指定管理者には収益事業に対する納税義務が発生することがある。詳細は、市役所市民税課または国税については税務署、県税については東部県税事務所へそれぞれ問合せを行うこと。
- （5）通勤車両等の駐車場利用について
施設の駐車場は、利用者のために設置しているものであり、原則として、施設管理従事者の通勤車両等は駐車できないが、市民の利用を妨げない範囲内で、希望がある場合は、目的外使用の駐車を許可し、使用料を納付するものとする。
- （6）責任の分担
市と指定管理者のリスク分担は、原則として概ね「別紙1」に示す内容を想定しているが、更なるリスクの設定とその分担の程度、リスク負担の方法等の詳細については、基本協定書等において定めることとする。
- （7）指定管理者は、施設、物品、各種帳簿等の経理状況に関する書類等は常に整理しなければならない。また、市から請求のあった際は、速やかに提示できるようにし、必要に応じて現地調査を受けること。指定期間終了時には市へ引き継ぐものとする。
- （8）拾得物は、拾得物台帳を作成し、原則として所轄の警察署に届けること。
- （9）障がい者、高齢者等の利用者の補助・案内は、十分配慮した対応を行うとともに、身体障がい者が、身体障がい者補助犬を同伴することは、原則拒んではならない。
- （10）殿ダム周辺広場の内、殿ダム古神護広場以外の広場は、国土交通省の河川管理区域のため占用申請の許可を行っている施設であることから、許可条件を遵守すること。また、中国地方整備局鳥取河川国道事務所から管理上必要な指示等があった場合は、指示に従うとともに本市に報告すること。
- （11）殿ダム周辺広場の隣接地若しくは奥部には、民有地が存在し、場内道路を利用するため、鍵管理等について十分に調整を図ること。

第11 利用促進及び地域活性化業務等について

- （1）指定管理者は、施設の効用を最大限発揮するため、次に掲げる事項を実施し、施設の利用促進に努めること。
 - ア 広報宣伝業務
 - ① 山陰海岸ジオパークエリアとして、広報やホームページ等を活用し、広く情報の提供を図る。
 - ② 施設案内パンフレット等の作成及び配布

③ その他、施設の利用促進に効果的な宣伝広報

イ 満足度調査の実施

利用者のニーズを把握し集客力の向上を図るため、利用者満足度調査（年２回以上）を行うこと。

ウ その他利用促進業務

利用促進業務を遂行するために市が業務に必要と判断した業務

（２）地域活性化業務について

ア 指定管理者は、殿ダム周辺広場の管理運営のほか、殿ダム水源地域ビジョン（平成２３年５月策定）を基本とした自然環境保全や地域振興等を積極的に実施すること。

イ 本市が進める「殿ダム水源地域ビジョン推進体制」を基本に、殿ダム周辺地域の活動する団体等との連携を図り、水源地域の活性化推進に取り組むこと。

ウ、山陰海岸ジオパークエリア施設として、ジオパークの価値や魅力を発信する事業等の展開に取り組むこと。

（３）市が実施または要請する事業への参加・支援・協力・実施を積極的かつ主体的に行うとともに、市の他施設との連携の申し出があった場合、連携を積極的に図ること。

第 12 事業継続が困難となった場合の措置等

（１）指定管理者の責めに帰すべき事由により、殿ダム周辺広場の管理運営が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合に、市は法第２４４条の２第１０項の規定により、指定管理者に対して管理運営業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地調査し、又は必要な指示をすることがある。

この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかったときは、市は法第２４４条の２第１１項の規定により指定管理者の指定を取り消すことがある。

（２）指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理運営の継続が困難と認められる場合に、市は法第２４４条の２第１１項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがある。また、指定管理者がグループの場合で、その構成団体の一部の法人等について管理運営の継続が困難と認められる場合でも、残存の法人等により継続して適正な管理運営が可能と認められる場合には、当該管理運営の継続を認めるものとする。ただし、当該管理が困難と認められる場合には、市は指定管理者の指定を取り消すことがある。

（３）上記により、指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は市に生じた損害を賠償しなければならない。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるように引継を行うものとする。

（４）不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰すことのできない事由により、事業の継続が困難となった場合には、市と指定管理者は事業継続の可否について協議するものとする。

第 13 指定期間満了に伴う事務引継ぎについて

指定管理者は、その指定期間満了時において、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設

の管理運営業務を遂行できるように引継を行うものとする。

- (1) 指定期間が終了する日までの間、別途指示する業務引継書等を作成し、新たな指定管理者との間で速やかに業務引継ぎを行うこと。
- (2) 旧新指定管理者は業務引継ぎが完了したことを示す書面を取り交わし、別途指示する業務引継ぎの完了に関する書類を提出すること。
- (3) 指定期間終了時の光熱水費は、3月31日付で検針し、従前の指定管理者が支払うものとする。

第14 原状回復について

指定管理者は、指定期間の満了、指定が取り消された場合、協定を解除された場合は、市の指示に基づき、施設を原状に復して引き渡さなければならない（機能低下があった場合の機能低下前の状態にすることを含む）。ただし、指定管理者が市長の承認を得て行った機能向上の箇所、市長が行った機能向上の箇所及び市長が特に必要であると認める箇所については、この限りではない。

第15 その他

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、本市と協議し決定する。

別紙 1

リスク分担表

内 容			指定 管理者	鳥取市
人件費、光熱水費及び物価の変動			○※ 1	
施設・設備・備品の保守点検			○	
施設・設備・備品の維持管理			○	
施設・設備の 修繕	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	建 物 及 び 設 備 の 劣 化、損傷部分又は機 器の性能、若しくは 機能を実用上支障の ない状態まで回復さ せる修繕	基準修繕費以内の 修繕	○	
		基準修繕費を超え る修繕		○
	資産価値の向上又は耐用年数の延長につ ながる修繕			○
備品の調達			(任意)	○
備品の修繕	指定管理者帰属の備品の修繕		○	
	市帰属の備品が、指定管理者の責により毀 損、滅失した場合の備品の修繕		○	
	市帰属の備品が、特 定不能な第三者の責 により毀損、滅失し た場合の備品の修繕	基準修繕費以内の 修繕	○	
		基準修繕費を超え る修繕		○
施設・設備・備品の管理上の瑕疵による損傷の修繕			○	
行政財産の使用許可 ※ 2				○
安全衛生管理			○	
事故・火災等による施設・備品の損傷 ※ 3			協議事項	
不可抗力によるもの ※ 4			協議事項	
利用者の被 災に対する 責任	施設等の設置上の明白な瑕疵に係るもの			○
	施設等の管理上の明白な瑕疵に係るもの		○	
	上記以外のもの ※ 3		協議事項	
各 種 保 険 へ の加入	市民総合賠償保険への加入 ※ 5			○
	指定管理者が独自の事業を運営する場合 において、その運営上もたらされる損害賠 償、個人情報の漏洩等による利用者等への 損害賠償保険への加入		○	

	施設の火災保険への加入		○
災害復旧			○
包括的な管理責任			○

※1 急激で著しくかつ通常予測不能な変動が認められる場合は、本市と指定管理者が協議の上、必要と認められる金額の範囲内で指定管理料の変更を行うことができるものとする。

※2 自主事業により、食堂、物産販売等を実施する場合のほか、自動販売機を設置する際にも行政財産の使用許可が必要です。

※3 協議事項については、事案の原因ごとに判断することとします。ただし第一次責任は指定管理者が有し、これらが発生した場合は、迅速かつ適切に対応し、直ちに本市に報告することとします。

※4 地震、津波、豪雨等による自然災害により施設の管理運営が著しく困難な場合は、原則、上記責任分担表の不可抗力として指定管理者と本市により、施設管理方法や費用負担についての協議を行った上で、必要に応じて各協定書や仕様書の変更を行うものとします。

※5 市民総合賠償責任保険について

利用者、財物に対する賠償責任保険です。管理業務上負う損害賠償責任についても当保険が適用されますが、本市が損害を賠償した場合であっても、指定管理者に帰責性があるときは、本市は指定管理者に求償する場合があります。

市民総合賠償責任保険金限度額（変更になる場合があります。）

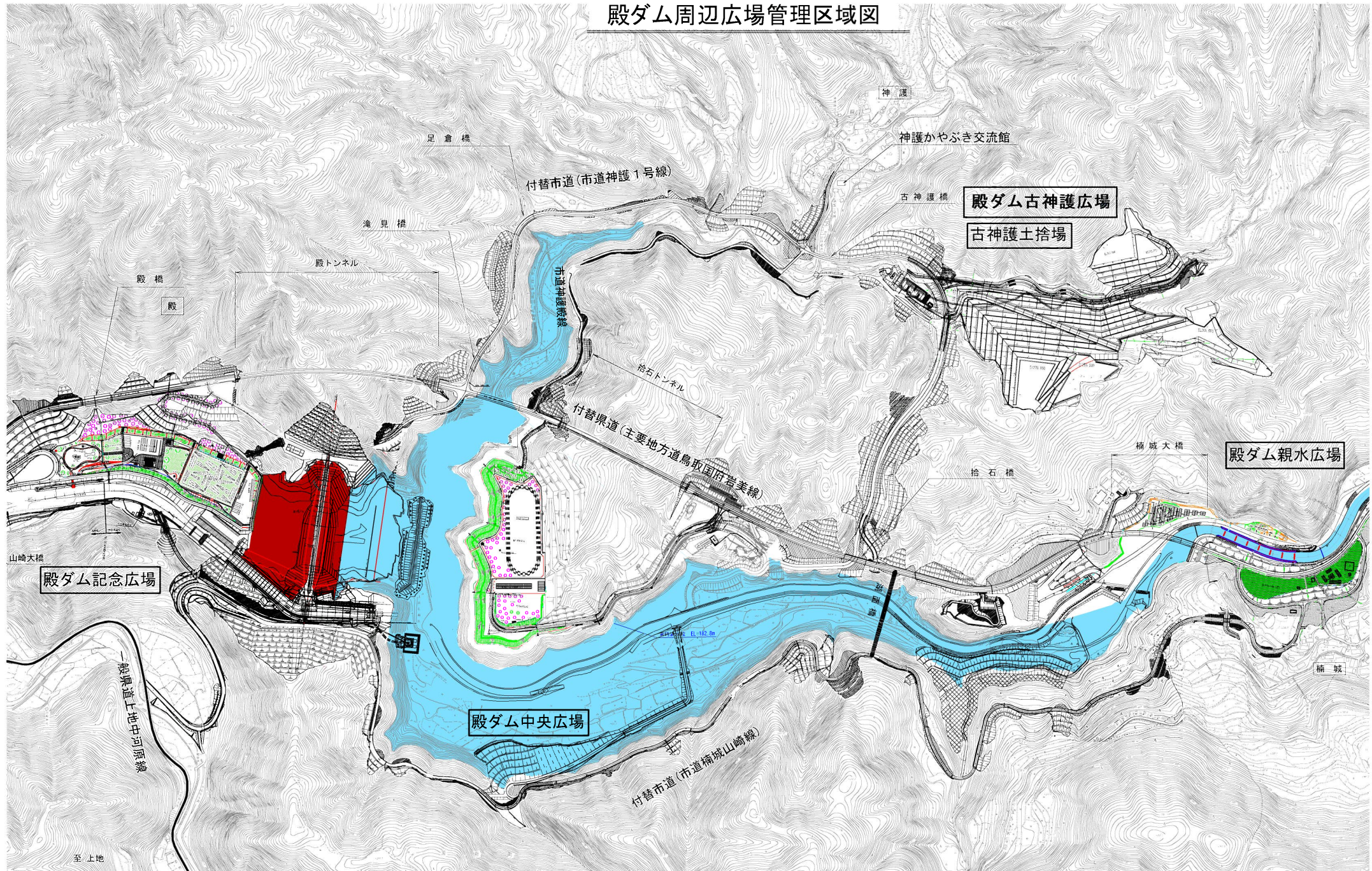
身体賠償 1名につき1億5,000万円（1事故につき15億円）

財物賠償 1事故につき2,000万円

なお、次の場合は保険適用の対象外です。

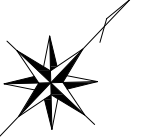
- ① 施設内で指定管理者が独自の事業を運営する場合において、その運営上もたらされる損害賠償責任
- ② 個人情報流出によるもの
- ③ 福祉施設、保養施設及び一時保育・学童保育以外で生産、販売、提供された飲食物及びその他の製品によるもの

殿ダム周辺広場管理区域図



S=1:1000

© 3-11-11
209.00



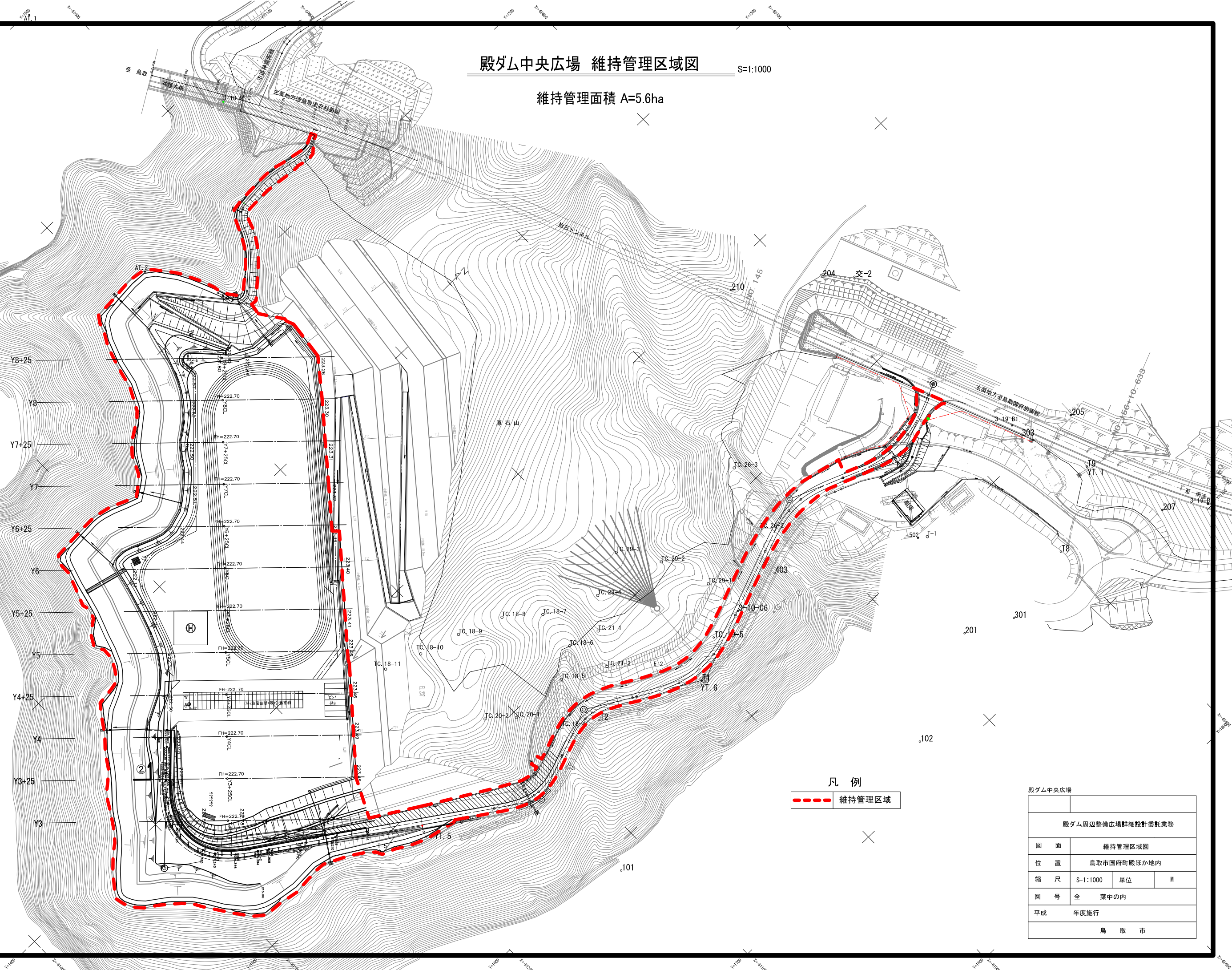
	維持管理区域
---	--------

観ダム記念広場			
観ダム周辺整備広場実施設計委託業務			
図 面	維持管理区域図		
位 置	鳥取市国府町観 地内		
縮 尺	S=1:1000	単 位	M
図 号	全 葉中の内		
平成	年度施行		
鳥 取 市			

殿ダム中央広場 維持管理区域図

S=1:1000

維持管理面積 A=5.6ha



凡 例

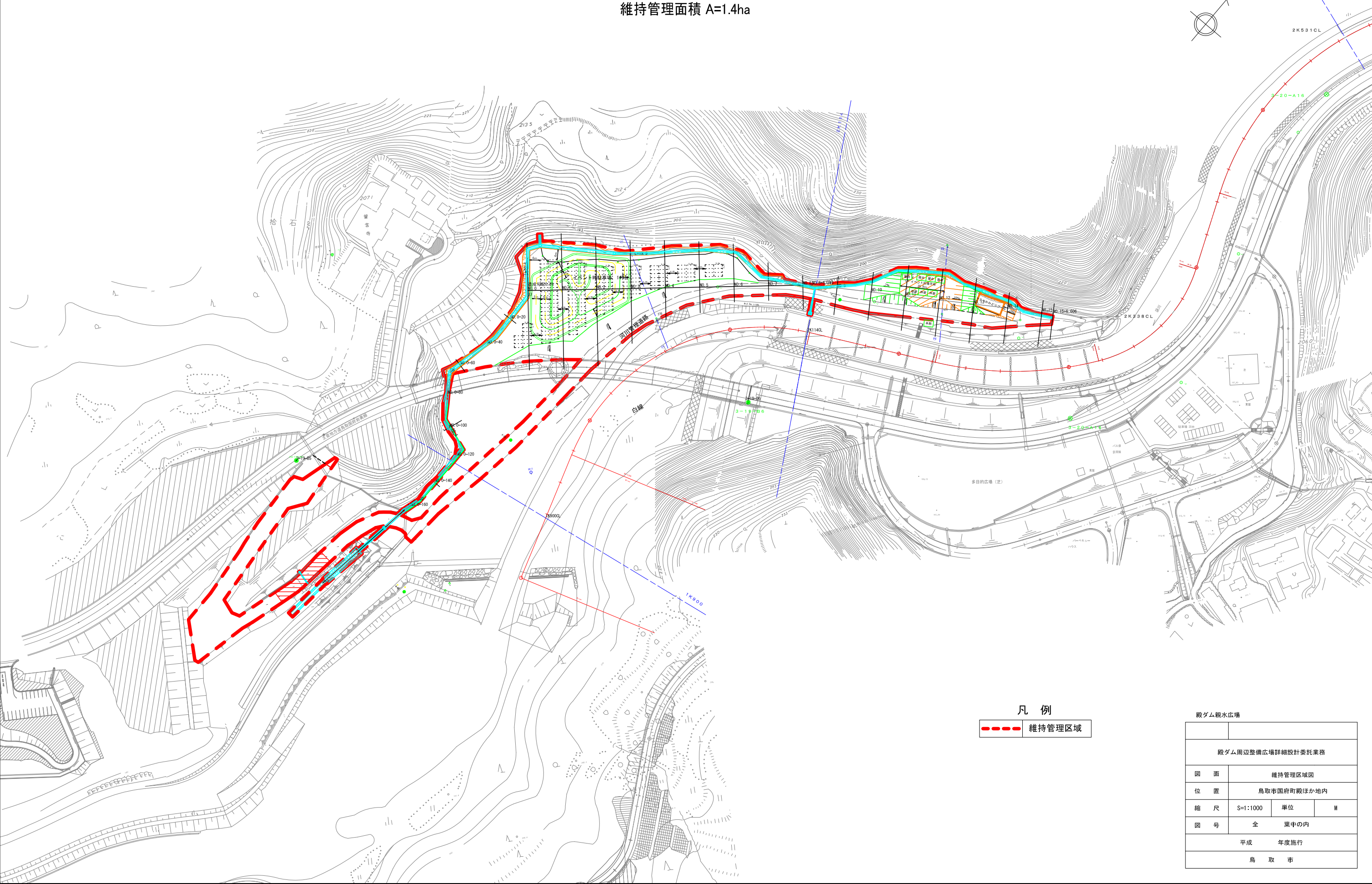
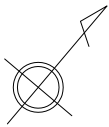
--- 維持管理区域

殿ダム中央広場			
殿ダム周辺整備広場詳細設計委託業務			
図 面	維持管理区域図		
位 置	鳥取市国府町殿ほか地内		
縮 尺	S=1:1000	単位	M
図 号	全 葉中の内		
平成	年度施行		
鳥 取 市			

殿ダム親水広場 維持管理区域図

S=1:1000

維持管理面積 A=1.4ha



凡 例

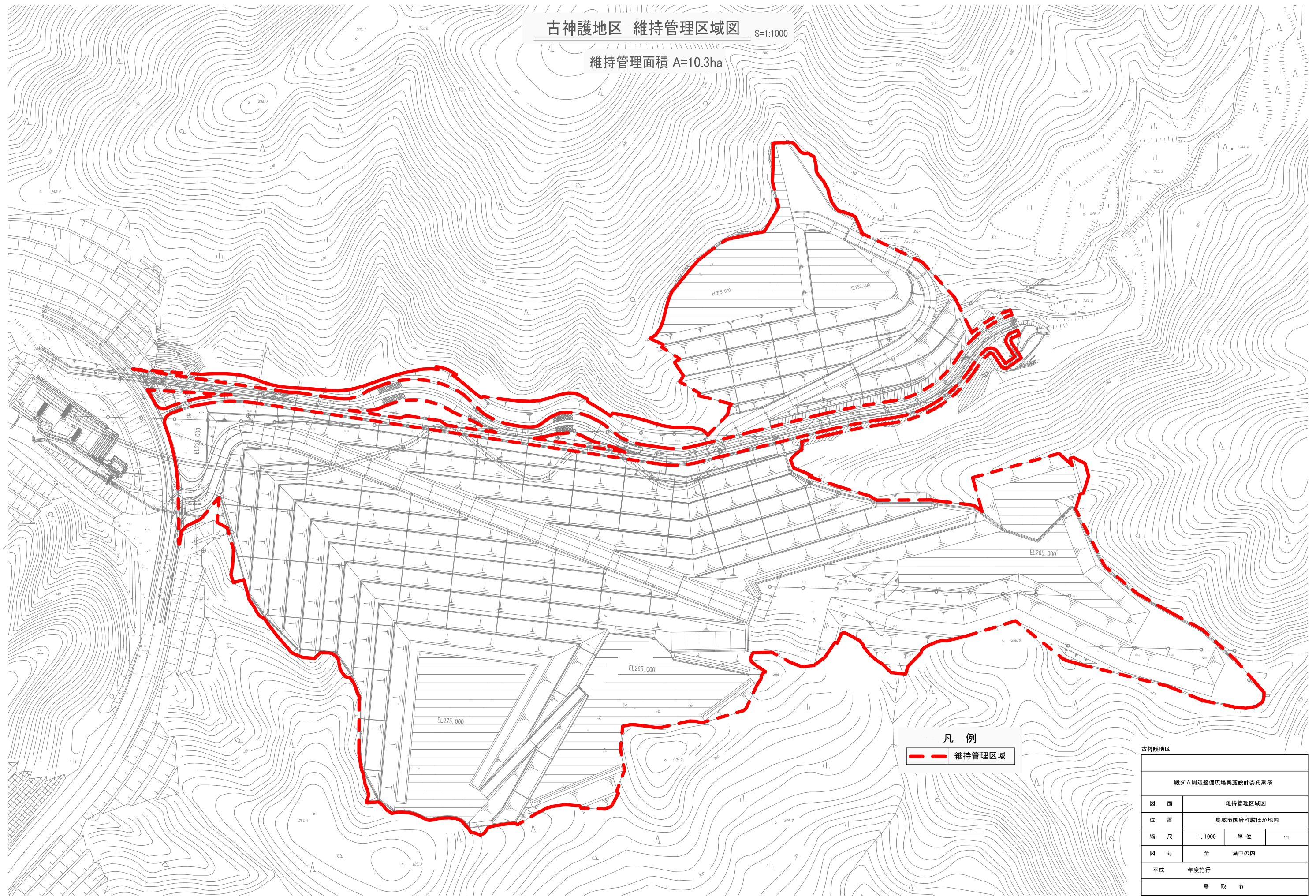
	維持管理区域
--	--------

殿ダム親水広場			
殿ダム周辺整備広場詳細設計委託業務			
図 面		維持管理区域図	
位 置		鳥取市国府町殿ほか地内	
縮 尺		S=1:1000	単位
			Ⅱ
図 号		全 葉中の内	
平成		年度施行	
		鳥 取 市	

古神護地区 維持管理区域図

S=1:1000

維持管理面積 A=10.3ha



凡 例

—— 維持管理区域

古神護地区

殿ダム周辺整備広場実施設計委託業務			
図 面	維持管理区域図		
位 置	鳥取市国府町殿ほか地内		
縮 尺	1 : 1000	単 位	m
図 号	全 葉中の内		
平成	年度施行		
鳥 取 市			